

京都市告示第 4 2 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで、財団法人京都市体育協会を京都市公金収納受託者とし、京都市体育館の使用料（京都市スポーツ情報提供システムに係る使用料を除く。）の徴収事務を委託します。

平成 17 年 4 月 1 日

京都市長 梶 本 頼 兼

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）